

電子カルテクラウドネイティブシステム導入事業

入札参加募集要綱

令和 8 年 8 月 4 日

特定医療法人博仁会 第一病院

本要綱は、特定医療法人博仁会 第一病院（以下「当院」という。）が令和 8 年 8 月 4 日付けで公告した一般競争入札「電子カルテクラウドネイティブシステム導入事業」に関し、入札に参加しようとする者が満たすべき参加資格、技術要件、提出書類、審査及び落札者の決定方法等を定めるものである。本要綱に定めのない事項は、当院の一般競争入札公告による。

第 1 事業概要

項目	内容
調達件名	電子カルテクラウドネイティブシステム導入事業
発注者	特定医療法人博仁会 第一病院
調達内容	外来・入院診療（急性期一般入院料、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料）を対象とした、電子カルテと医事会計（レセプトコンピュータ）が同一ベンダーにより一体的に提供される電子カルテクラウドネイティブシステム、データ移行支援、導入教育、保守運用を含む一式。なお、パソコン等のハードウェア及びネットワーク機器は本調達に含まず、貴院が別途調達する。本調達の費用範囲は、電子カルテ（医事会計を含む）の導入費用（データ移行支援・導入教育等を含む）及び利用料（保守運用を含む）に限る。
納入（稼働）期限	令和 9 年 3 月 31 日まで
契約期間	システム稼働開始日から 5 年間（保守運用期間を含む。詳細は契約書による）

第 2 事業の目的（要件設定の趣旨）

本システムは、診療情報と診療報酬請求情報を同一プラットフォーム上で一元管理し、請求業務の効率化・誤請求の防止・リアルタイムな収益管理を実現するとともに、クラウドネイティブ設計により事業継続計画（BCP）への対応、システム管理コストの削減及び継続的な機能拡張を可能とすることを基本方針とする。

当院は、以下の運営上の課題を解決し、将来にわたり安定的かつ効率的な診療体制を維持することを目的として本システムを導入する。本要綱に定める技術要件は、いずれも当院の実需及び運用上の必要性に基づき合理的に設定したものである。

(1) オンプレミス型システムに伴うサーバ保守・更改・ハードウェア故障対応等の運用負担及びコストの発生しないシステムであること。

(2) 災害・停電・機器障害等に備え、事業継続計画（BCP）の観点から、院外データセンターでの冗長化・自動復旧・遠隔バックアップによる可用性を確保すること。

(3) 診療（電子カルテ）と医事会計（レセプトコンピュータ）を単一ベンダーの一体型システムとすることで、部門間のデータ連携インターフェースの不整合・二重入力・保守責任の分界点問題を排除し、診療報酬改定への迅速かつ一元的な対応を可能とすること。

(4) 制度改定・機能改善が自動的かつ継続的に反映される仕組みにより、バージョンアップ作業に伴う院内業務の停止・追加費用を最小化すること。

なお、本事業は厚生労働省「医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業」補助金（令和８年度）の活用を予定しており、電子カルテと医事会計（レセプトコンピュータ）の一体性及びクラウドネイティブ性を重視する。

本要綱では、電子カルテがクラウドネイティブ型であること（本補助金の交付要件）及び電子カルテと医事会計（レセプトコンピュータ）が同一ベンダーにより一体的に提供されることを望むものとする。医事会計（レセプトコンピュータ）のクラウドネイティブ対応及び一体型の水準は、第９に定める技術点において重点的に評価（加点）する。電子カルテと医事会計が一体型である場合には、医事会計システムも補助金の対象となり得る。

第３ 入札手続スケジュール

手続	期日
公告期間	令和８年８月４日（火）～令和８年８月１５日（土）
要綱等の資料請求期限	令和８年８月８日（土）１７：００まで
質問受付期限	令和８年８月１２日（水）１７：００まで
質問回答期限	令和８年８月１３日（木）まで
入札参加申請書類の提出期限	令和８年８月１５日（土）１７：００まで（必着）
開札日	令和８年８月１７日（月）

プレゼンテーション（二次審査）	書面審査及び評価で優劣を付し難い場合に二次審査として実施する。実施日は別途通知する（第 8(4)及び第 9 参照）。
納入（稼働）期限	令和 9 年 3 月 31 日まで

第 4 入札参加資格

次の各号をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する指定暴力団等でないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立て等、経営不振の状態にないこと。
- (4) 指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 第 5 に定める必須技術要件をすべて満たすシステムを提供できる者であること。

第 5 技術要件（電子カルテのクラウドネイティブ性及び医事会計との一体性）

本システムは、電子カルテがクラウドネイティブ型であること（本事業に係る厚生労働省補助金の交付要件）及び電子カルテと医事会計（レセプトコンピュータ）が同一ベンダーにより一体的に提供されることを望むものとする。提案するシステムは、第 5-1 に定める必須要件をすべて満たすものでなければならない。いずれか一つでも満たさない場合は、入札参加資格を有しないものとして無効とする。第 5-2 に定める加点評価要件（医事会計（レセプトコンピュータ）のクラウドネイティブ対応及び一体型の水準）は、必須要件とはせず、第 9 に定める技術点において重点的に評価（加点）する。各要件は当院の実需に基づき設定したものであり、要件を満たすことを客観的資料（クラウドネイティブアーキテクチャ説明資料、納入実績一覧表、レセコン一体型統合仕様書）により証明すること。

第 5-1 必須要件

次の要件を満たさない提案は、入札参加資格を有しないものとして無効とする。

(1) クラウドネイティブ要件（電子カルテ）【必須】

電子カルテは、次の各号のクラウドネイティブ要件をすべて満たすこと。本要件は、本事業に係る厚生労働省補助金の交付要件（クラウドネイティブ型電子カルテ）であり、これを満たさない提案は無効とする。

No.	要件	確認方法
-----	----	------

1	システムがクラウド環境上での稼働を前提として設計・構築された「クラウドネイティブ」設計（マイクロサービス化・コンテナ技術等のクラウドネイティブ技術を用いて構築されたものを含む。）であること。既存オンプレミス製品を仮想化基盤上に単純移設したもの（ホスティング／リフト型）は該当しない。	アーキテクチャ説明資料
2	パブリッククラウド環境において稼働するものであり、利用するクラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスリストに掲載されているものであること。	アーキテクチャ説明資料
3	マルチテナント方式により、複数の医療機関が同一基盤上で安全に利用できる構成であること（デジタル庁 GCAS ガイド「公共 SaaS の共通要件に係る技術方針」のマルチテナントに関する要件を参照した構成であること。）。	アーキテクチャ説明資料
4	利用者は Web ブラウザ等を通じて利用でき、院内にアプリケーションサーバ及びデータベースサーバを設置しない構成であること。	アーキテクチャ説明資料
5	医療機関の増減や業務量の変化に応じて、システム資源の拡張・縮小が容易に可能であること。	アーキテクチャ説明資料
6	業務中でも業務を停止（データベースの更新その他サービスの質の維持向上のために必要なサービスの提供の一時停止であって、その内容と事前連絡の方法が契約等で定められたものを除く。）させることなく、新機能の追加、既存機能の修正、最新マスタの配布等が随時可能であること。	アーキテクチャ説明資料
7	サーバのアプリケーションレベルでの自動復旧機能を備え、データセンターにおける冗長化、自動的なバックアップ及び障害時の復旧の仕組みを有し、可用性に関する具体的な水準（稼働率等）を提示できること。	アーキテクチャ説明資料
8	制度改定・機能改善が自動的かつ継続的に反映される仕組み及び実績を証明できること。	アーキテクチャ説明資料

【設定根拠】院内サーバの保守・更改負担の解消、BCP・可用性の確保、及び制度改定への継続的対応（第2）に加え、補助金の交付要件（クラウドネイティブ型電子カルテ）を満たすため、電子カルテのクラウドネイティブ性を必須とする。

(2) 一体性及び安全管理に関する必須要件

No.	要件	確認方法
-----	----	------

1	電子カルテと医事会計（レセプトコンピュータ）が同一のベンダーにより提供され、一体的に運用できるものであること。	レセコン一体型統合仕様書 ／アーキテクチャ説明資料
2	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）及び3省2ガイドラインに準拠し、通信の暗号化・アクセス制御・監査ログ等の安全管理措置を講じていること。	レセコン一体型統合仕様書 ／アーキテクチャ説明資料

【設定根拠】電子カルテと医事会計の一体性（同一ベンダーによる提供）により、部門間連携の不整合・二重入力・保守責任の分界点問題を排除し、診療報酬改定への一元的・迅速な対応を可能とするため（第2）、これを必須とする。

第5-2 加點評価要件（技術点で重点評価）

次の各項目は必須要件ではなく、第9に定める技術点において重点的に評価（加點）する。

① 医事会計（レセプトコンピュータ）のクラウドネイティブ対応

医事会計（レセプトコンピュータ）についても、第5-1(1)のクラウドネイティブ要件と同等の水準でクラウドネイティブ型として提供されること。

② 一体型の水準

同一ベンダーによる提供（第5-1(2)）に加え、次の各項目（単一製品・単一データベースによる真の一体化）の充足度を第9に定める技術点において重点的に評価（加點）する。

No.	要件	確認方法
1	電子カルテとレセプトコンピュータ（医事会計）が、同一ベンダーが単一の製品として提供する一体型システムであること。異なるベンダーの製品を連携（インターフェース接続）して構成するものは該当しない。	レセコン一体型統合仕様書
2	診療行為の入力から会計・レセプト作成までを単一のデータベース上で一元的に処理し、部門間の二重入力・データ連携用の変換処理を要しない構成であること。	レセコン一体型統合仕様書
3	診療報酬改定に伴うマスタ更新・点数改定が、電子カルテ・医事会計を通じて一元的に提供・反映されること。	レセコン一体型統合仕様書
4	システム全体（電子カルテ及び医事会計）の保守責任及び問い合わせ窓口が単一の事業者に一元化されていること。	レセコン一体型統合仕様書

【設定根拠】部門間連携の不整合・二重入力・保守責任の分界点問題を排除し、診療報酬改定への一元的・迅速な対応を可能とするため（第2）、レセコン一体型を技術点において重点的に評価する。

③ AI 活用による拡張性 生成 AI 等の活用により、文書作成・記録業務の効率化及び将来的な機能拡張が可能な設計であること。具体的な活用機能（カルテ文書生成支援・音声入力等）及び今回の提案における提供範囲を提案書により提示すること。第9に定める技術点において評価（加点）する。

第5-3 その他の要件

（1）外来・入院（急性期一般入院料、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料）の診療及び医事業務に必要な機能を備えること（詳細はレセコン一体型統合仕様書にて提示すること）。

（2）現行システムからの必要データの移行支援を行うこと。移行対象データは、患者基本情報、医療保険情報、限度額認定証情報、公費情報及び病名とする。移行対象期間は当院と協議のうえ定める。他システムとの連携対象は、PACS、検査システム、調剤支援システム及び診察券発行機とする。

（3）稼働に向けた操作教育・導入支援を行うこと。

（4）稼働後の保守運用及び障害対応体制を提供すること。

（5）病院（医療機関）に対しクラウドネイティブ型電子カルテを納入した実績を有すること。

（6）契約終了時のデータ返却は本調達の費用に含むこと。データ返却の前提条件については提案書にて記載を行うこと。

（7）本事業に係る補助金の実績報告を円滑に行うため、入札参加者は、実績報告資料の作成・提出に協力すること。クラウドネイティブ要件等への適合性を確認できる資料については、ウに定めるクラウドネイティブアーキテクチャ説明資料（システム構成図、利用クラウドサービス、可用性・バックアップ・セキュリティ対策等を含む。）の提出をもって足りるものとする。

第6 提出書類

入札参加申請にあたり、次の書類を電子メールにより提出すること。

No.	書類名	備考
ア	一般競争入札参加申請書	所定様式
イ	病院向けクラウドネイティブ電子カルテ 納入実績一覧表	第5-3(5)の証明
ウ	クラウドネイティブアーキテクチャ説明 資料	第5-1(1)（クラウドネイティブ／電子カルテ）の証明。システム構成図、利用ク

		ラウドサービス、可用性・バックアップ・セキュリティ対策等を含む（第 5-3(7)）。
エ	レセコン一体型統合仕様書	レセコン一体型統合度の評価用（第 9）。
オ	会社概要資料	会社パンフレット 決算書（3 期分）
カ	入札書	落札者の決定に用いる総額（入札金額）を記載する書類。所定様式。記載方法等は第 8(2)による。
キ	見積書	入札金額の内訳を示す見積書（各社様式で差し支えなく、別途添付）。導入費、ライセンス費用、データ移行費、教育費、保守費用等の内訳及び補助対象経費・対象外経費の区分が分かるように作成すること。
ク	提案書	データ移行支援の前提条件、契約終了時のデータ返却対応内容、実績報告への協力方針、その他、他の提出書類でカバーされない提案事項を記載する書類。

第 7 質問の受付

- （1）本入札に関する質問は、第 3 に定める質問受付期限までに電子メールで受け付ける。
- （2）回答は第 3 に定める質問回答期限までに質問者へ電子メールにて行う。入札の公平性に影響する内容については、当院ホームページにて公表する場合がある。

第 8 入札・開札

- （1）審査は、提出書類による書面審査及び提案内容の評価により行う。
- （2）入札参加者は、カに定める入札書に、第 1 に定める調達内容に係る契約期間（5 年間）の総費用（電子カルテ（医事会計を含む）の導入費用及び利用料の総額とし、パソコン等のハードウェア及びネットワーク機器に係る費用は含めない。）を、消費税及び地方消費税を含めた金額で記載すること。あわせて、キに定める見積書（各社様式で差し支えない）を別途添付し、当該金額の内訳を示すとともに、本事業に係る厚生労働省補助金の補助対象経費に該当する費用と非該当の費用が区分して分かるように作成すること。

(3) 開札日は第 3 に定める日とする。

(4) プレゼンテーションは、書面審査及び評価によって優劣を付し難く落札者を選定できない場合に、二次審査として実施する。対象者・実施日時・方法は別途通知し、その結果により落札者を決定する。

第 9 落札者の決定方法

総合評価方式により、価格点（50 点）と技術点（50 点）の合計（100 点満点）が最も高い者を落札者とする。ただし、第 5 に定める必須技術要件を満たさない提案は評価の対象とせず、無効とする。

価格点（50 点）

最低価格提案者に 50 点を付与し、その他の者は「最低価格 ÷ 当該提案価格 × 50」により算出する。

価格は、カに定める入札書に記載された入札金額（総額）を用いる。

技術点（50 点）

評価項目	配点	評価の観点
レセコン一体型統合度	20	単一 DB・単一ベンダーによる一元処理の度合い、改定対応の一体性
クラウドネイティブ設計の成熟度	10	可用性・冗長化・セキュリティ対応の水準、継続的デリバリの仕組みと過去 1 年間のデプロイ実績等
クラウドネイティブ型電子カルテ・医事会計システムの病院向け納入実績	10	同種・同規模医療機関への納入実績及び安定稼働実績（過去 1 年間で 99.9%以上の稼働率）、院内外を問わず Web ブラウザ等によりレセプト（診療報酬請求）業務を実施した本番運用実績。
導入・保守運用体制	5	移行支援・教育・障害対応・問い合わせ窓口の体制
AI 活用による拡張性	5	生成 AI による文書作成・記録業務の効率化に関する提案
合計	50	

※書面審査及び評価で優劣を付し難く落札者を選定できない場合は、二次審査としてプレゼンテーションを実施し、その結果により落札者を決定する（第8(4)）。

第10 契約及び保証金

- (1) 落札者は、当院と別途契約を締結するものとする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は、いずれも免除する。

第11 その他

- (1) 本入札に関する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 虚偽の記載があった場合は、入札を無効とし、又は契約を解除することがある。
- (4) 本要綱に定めのない事項は、当院の一般競争入札公告によるものとする。

第12 問い合わせ先

特定医療法人博仁会 第一病院 事務局（総務担当）

電子メール：【info@daiichi-hp.or.jp】

受付時間：平日 9:00～15:00